

高瀬川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・水源から河口までの概要
- ・幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・流域の地質、降雨量
- ・小川原湖は河口から約6kmに位置し、面積は海跡湖で全国第5位
- ・小川原湖の微汽水環境は淡水流入量と下流からの塩水侵入のバランス及び湖口マウンド、河道形状により維持されている

（流域の自然環境）

- ・上流部の小坪渓流等にはエゾイワナ、ヤマメが生息
- ・中流部にはワカサギ・トウヨシノボリ等が生息
- ・小川原湖のある下流部は微汽水性の湖内に汽水性及び淡水性の水生植物が多く生育し、世界の汽水湖では希なマリモが確認されるなど、貴重な汽水環境を有している
- ・小川原湖はヤマトシジミやワカサギ、シラウオなど、全国第二位の豊富な水産資源に恵まれた湖
- ・湖口部のマウンドはヤマトシジミの産卵場
- ・マテ漁やシガビキ漁などの伝統漁法は高瀬川の風物詩
- ・河口の干潟やワンドは魚類の産卵場、生育場や水鳥の採餌場
- ・小川原湖湖沼群はガン、カモ等の越冬地、渡りの中継地
- ・仏沼一帯は日本で数少ないオオセッカ繁殖地の最大の地域で、国指定鳥獣保護区に指定予定

- ・市柳沼周辺はカンムリカイツブリの繁殖地で、世界の繁殖分布の最東端

・小川原湖は小川原湖湖沼群のビオトープネットワークの要
(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・昭和 7 年に青森県が七戸川、坪川、赤川の改修に着手
- ・戦後最高水位となった昭和 33 年 9 月洪水では、甚大な被害を受け、放水路の開削工事を防衛施設庁の障害防止工事として青森県が昭和 37 年に着手し、昭和 52 年に竣工
- ・昭和 47 年 4 月に一級河川に指定され、小川原湖までが直轄管理区間となり、昭和 53 年 3 月に工事実施基本計画を策定
- ・小川原湖の湖岸堤を順次整備。更に湖岸堤の整備を図るとともに、河口閉塞対策や抜本的な湖水位低下対策が必要

(水質)

- ・豊かな生態系を支える安定的な微汽水湖
- ・小川原湖の表層塩分濃度は海水の 1 / 40 、年間の変動は 300 ~ 900 mg/L で経年的に推移
- ・塩水は 6 ~ 7 月や 11 ~ 2 月の大潮時にのみ侵入し、湖口マウンド付近で一時滞留し、滞留限界を超えたものが湖内に侵入
- ・湖内 COD 及び流入河川 BOD は環境基準値程度で、窒素及びリンは漸増
- ・一部の地域でアオコが発生
- ・周辺の住民が独自に生活排水の浄化対策に取り組み

(河川水の利用)

- ・幕末に新渡戸傳、十次郎親子が奥入瀬川水系より農業用水を導水し、この地域の発展に寄与した
- ・小川原湖には 250 余りのかんがい取水があり、塩分濃度はかんがい用水の許容限界付近

(河川の利用)

- ・レクリエーションなどを通して、周辺住民の憩いの場として広く

利用

- ・水上スポーツ、ワカサギ釣りやシジミ採りなど四季折々に利用
- ・小川原湖子どもサミットや環境学習の場としても利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・汽水環境の保全に配慮しつつ、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した計画に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るために流域一体で取り組む
- ・河川、湖沼の有する多面的機能を十分發揮できるよう維持管理を適切に行う

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・河口部に放水路を拡幅し湖水位の低減を図るとともに、湖岸堤、導流堤等を設置し計画規模の洪水を安全に流下
- ・放水路の拡幅にあたっては、湖口マウンドを保全し塩分環境等に配慮して実施
- ・湖岸堤の整備にあたっては植生の保全再生に努める

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・内水被害の著しい地域について、関係機関と連携、調整を図りつつ内水被害軽減対策を図る
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の確立等の被害軽減方策
- ・小川原湖及び本支川、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・奥入瀬川からの流域外導水等により安定供給されているが、今後とも関係機関と連携し広域的かつ合理的な水利用の促進を図る
- ・小川原湖の現状の環境を保全するため、現況の流況を維持とともに、水量や水質を監視・観測
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の確立と水融通の円滑化などを関係機関等と連携

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な考え方)

- ・河川利用と自然環境との調和のとれた河川整備に努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・生態系にとって重要な河口の干潟や汽水域の環境保全
- ・新種のマリモの生育環境の保全
- ・世界的、学術的にも貴重なオオセッカやカンムリカイツブリ等の繁殖地と生息環境の保全
- ・ヤマトシジミの産卵場や生息環境の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・小川原湖をはじめとした四季折々のすばらしい水辺景観の維持保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・豊かな自然を備えた水辺空間を活かしつつ、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーション、環境学習の場等の整備保全
- ・多様な生物が息づく環境を体験できる施策を推進し、多様な自然環境を後世に継承

(水質)

- ・マリモ、ヤマトシジミ等の生息、生育環境を保全するため、関連事業や関係機関及び地域住民と連携して水質改善に努める
- ・成層形成期を中心とした貧酸素化現象の解明に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川、湖沼に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川湖沼利用に関する安全教育、環境教育の充実を図る
- ・住民参加による河川湖沼清掃、河川湖沼愛護活動等を推進

(上下流毎の方針)

- ・上流部では小坪渓流等の河川景観の保全を図るとともに、自然とのふれあい空間を創造
- ・下流部では、河口の干潟やワンドの塩性及び湿性環境の保全、微汽水環境を維持する湖口マウンドの保全に努めるとともに、鳥類の希少な繁殖場であるヨシ原や市柳沼・田面木沼等の水辺環境の保全、創出に努める。また、貴重な動植物等の観察の場を整備するとともに、動植物の生息地保全の必要な区域では自動車等の乗り入れを規制。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

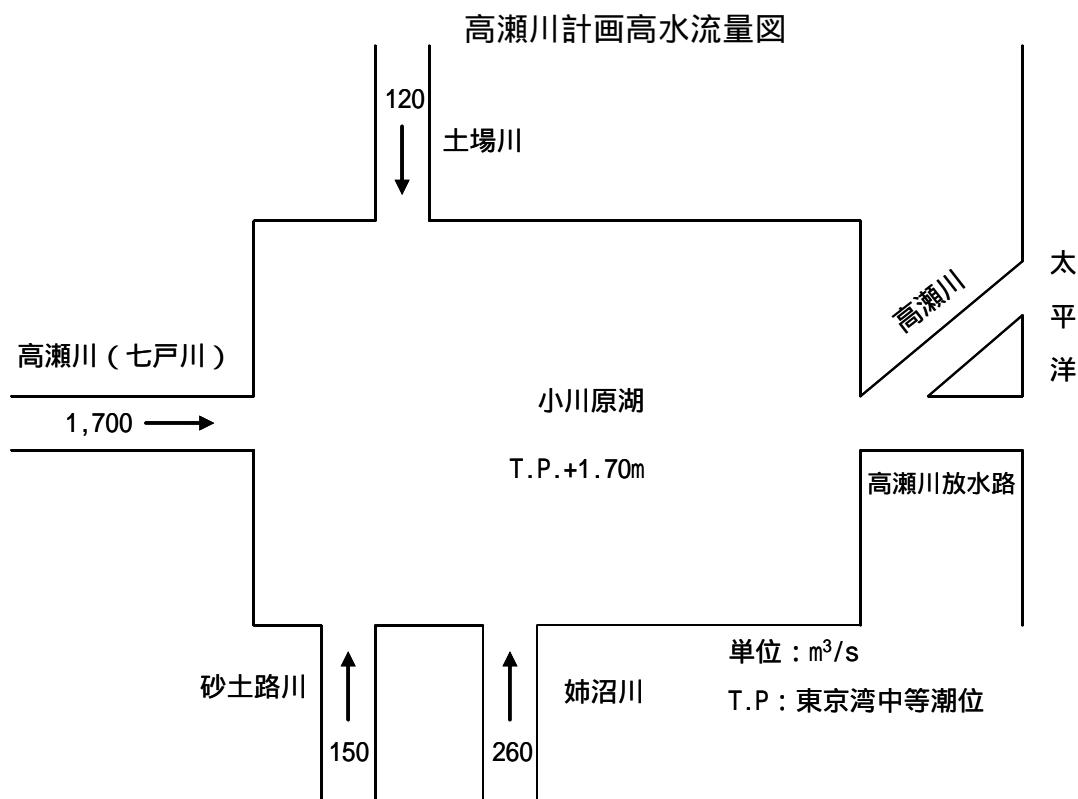
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク水位等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク水位 T.P.(m)	計画高水位 T.P.(m)
高瀬川	小川原湖	+2.00m	+1.70m

基本高水のピーク水位は、現況放水路からの放流を前提としている。

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



(3) 主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
高瀬川 (小川原湖)	小川原湖	10.5	1.70	4,350
高瀬川	高瀬川	5.5	1.62	100
高瀬川放水路	天ヶ森	1.2	1.51	180

注) T.P. 東京湾中等潮位

湖岸堤防高はT.P.+2.90m

計画高潮堤防高はT.P.+2.50m

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- 上野地点：おおむね $2 \text{ m}^3/\text{s}$